

「会計参与の行動指針」の改正について

2021年8月3日

会計参与の行動指針（2019年4月25日最終改正）を次のように改正する。

新	旧
<p>会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">2006年4月25日 改正 2007年5月25日 改正 2008年7月9日 改正 2009年8月10日 改正 2010年7月7日 改正 2011年10月14日 改正 2014年3月24日 改正 2016年2月29日 改正 2017年3月24日 改正 2019年4月25日 <u>最終改正</u> 2021年8月3日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p>会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">2006年4月25日 改正 2007年5月25日 改正 2008年7月9日 改正 2009年8月10日 改正 2010年7月7日 改正 2011年10月14日 改正 2014年3月24日 改正 2016年2月29日 改正 2017年3月24日 <u>最終改正</u> 2019年4月25日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>《Ⅰ はじめに》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 会計参与制度の概要》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 会計参与の行動指針》</p> <p>1. 就任に当たっての行動指針</p> <p>(1) 会社から会計参与に就任の要請があったときには、会計参与に就任しようとする者は就任を承諾するに際して以下の事項に留意する。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>④ <u>補償契約(会社法430条の2)や会計参与を被保険者に含む役員等賠償責任保険(会社法第430条の3)の締結が会計参与に就任するに当たって必要と判断する場合に</u></p>	<p>《Ⅰ はじめに》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 会計参与制度の概要》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 会計参与の行動指針》</p> <p>1. 就任に当たっての行動指針</p> <p>(1) 会社から会計参与に就任の要請があったときには、会計参与に就任しようとする者は就任を承諾するに際して以下の事項に留意する。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

新	旧
<p>は、これらの契約の締結について会社と相談する。</p> <p>⑤ 会計参与設置会社であることの登記がなされている、又はなされることを確かめる。</p> <p>なお、会計参与の就任による変更の登記には、その選任に関する株主総会の議事録（会社法第329条第1項）、その就任承諾書のほかに、有資格者であること等を確認するために、監査法人又は税理士法人にあつては登記事項証明書、公認会計士又は税理士個人である場合にはその所属団体が発行する資格証明書が添付書面として必要である。</p> <p>⑥ 補欠会計参与を選任する予定があるかを確かめる。</p> <p>(2) 会計参与に就任するに当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>① 円滑に職務を遂行するため、書面又は電子契約により会計参与契約を締結する。</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（一般事項）</p> <p>会計参与は、取締役と共同して計算関係書類を作成する。以下においては、会計参与が計算関係書類作成に当たって留意する一般的事項を示すこととする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(8) 計算関係書類の作成後に取締役と共同作成した旨及び作成日を記載した合意書（計算関係書類共同作成合意書）を入手する。</p> <p>(省 略)</p> <p>3. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（個別事項）</p> <p>(省 略)</p> <p>4. 会計参与報告作成に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>5. 備置き、開示に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>6. その他</p> <p>公認会計士（監査法人を含む。）については、日本公認会計士協会の倫理規則第19条の2において、「依頼人に対する専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合には、別に定める「違法行為への対応に関する指針」に従って、職業的専門</p>	<p>④ 会計参与設置会社であることの登記がなされている又はなされることを確かめる。</p> <p>なお、会計参与の就任による変更の登記には、その選任に関する株主総会の議事録（会社法第329条第1項）、その就任承諾書のほかに、有資格者であること等を確認するために、監査法人又は税理士法人にあつては登記事項証明書、公認会計士又は税理士個人である場合にはその所属団体が発行する資格証明書が添付書面として必要である。</p> <p>⑤ 補欠会計参与を選任する予定があるかを確かめる。</p> <p>(2) 会計参与に就任するに当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>① 円滑に職務を遂行するため、書面により会計参与契約を締結する。</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（一般事項）</p> <p>会計参与は、取締役と共同して計算関係書類を作成する。以下においては、会計参与が計算関係書類作成に当たって留意する一般的事項を示すこととする。</p> <p>(省 略)</p> <p>(8) 計算関係書類の作成後に取締役と共同作成した旨及び作成日を記載した合意書（計算関係書類共同作成合意書）を得る。</p> <p>(省 略)</p> <p>3. 計算関係書類作成に当たっての行動指針（個別事項）</p> <p>(省 略)</p> <p>4. 会計参与報告作成に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>5. 備置き、開示に当たっての行動指針</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>家として対応しなければならない。」とされている。「違法行為への対応に関する指針」には、「会計事務所等所属の会員」向けの規定と「企業等所属の会員」向けの規定があるが、会計参与については、「企業等所属の会員」に対する規定（第2部第1章総則及び第2章上級職の規定）が適用となることに留意する（「「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正に関する公開草案に対するコメントの概要及び対応について」（2019年3月19日））。</p> <p>税理士（税理士法人を含む。）については、会計参与が不正経理に協力した場合はもちろん、不注意で不正を見逃して善管注意義務に違反したものと判定された場合にも、税理士法上の信用失墜行為として行政処分の対象となり得ることに留意する（税理士法第37条）。</p> <p>《IV 参考》</p> <p>1. 会計参与報告記載例</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 会計参与契約書</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>《IV 参考》</p> <p>1. 会計参与報告記載例</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 会計参与契約書</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;">会計参与約款</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第3条（会計参与の行動指針）</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」（最終改正 <u>2021年8月3日</u> 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会）に拠る。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第20条（辞任・解任時の報酬の取扱い）</p> <p>会社の責めに基づき会計参与が辞任をする場合において、会社は、会計参与職務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、会計参与職務着手後においては契約した報酬の全額を会計参与に支払う。なお、会社はこの場合、契約書本文に定められた支払の時期にかかわらず、会計参与が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。</p> <p>2. 会計参与の責めに基づき本契約の履行が不可能となり会計参与が解任された場合には、<u>当該会計参与を解任した会社は、本契約の報酬のうち解任までの会計参与の業務遂行に</u></p>	<p style="text-align: center;">会計参与約款</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第3条（会計参与の行動指針）</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」（最終改正 <u>2019年4月25日</u> 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会）に拠る。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第20条（辞任・解任時の報酬の取扱い）</p> <p>会社の責めに基づき会計参与が辞任をする場合において、会社は、会計参与職務着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、会計参与職務着手後においては契約した報酬の全額を会計参与に支払う。なお、会社はこの場合、契約書本文に定められた支払の時期にかかわらず、会計参与が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。</p> <p>2. 会計参与の責めに基づき本契約の履行が不可能となり会計参与が解任された場合には、<u>既に受領した報酬を会社に返還するものとする。</u></p>

新	旧
<p>応じた割合による報酬（以下「割合報酬」という。）を支払うものとする。なお、当該会計参与を解任した会社による別途の損害賠償請求は妨げられない。</p> <p>3. 会計参与が、正当な理由なく解任された場合には、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>4. 会社及び会計参与いずれの責めにも帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、<u>会社は、割合報酬を支払うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3. 会計参与が、正当な理由なく解任された場合には、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>4. 会社及び会計参与いずれの責めにも帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、<u>報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">会計参与契約書及び会計参与約款のひな型の解説</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>1. 本契約書及び約款の前提</p> <p>本契約書及び約款は、会計参与が個人、計算関係書類は<u>（単体の）計算書類</u>であり、取締役会が設置されていること、及び指名委員会等設置会社ではないことを前提として作成している。したがって、以下の点に留意する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(2) 連結計算書類を作成する場合</p> <p>連結計算書類を作成する場合には、「1. 会計参与の職務」の対象計算関係書類の名称及び「4. 共同して作成する計算関係書類の種類」が本契約書の記載と異なり、連結計算書類を加えた記載に変更する必要がある。また、「7. 会社の取締役と共同して計算関係書類を作成するための会計帳簿等の提出期限」及び「8. 計算関係書類の共同作成期限」については、会計参与の職務が円滑に行われるように日程の確保を図る観点から、株主総会の日程を勘案し決める必要がある。例えば、連結計算書類作成の際の<u>（単体の）計算書類</u>等の提出は5月10日頃が考えられ、共同して連結計算書類を作成する場合の作成期限としては6月7日頃が考えられる。なお、共同して連結計算書類を作成した場合、会計参与は会計参与報告を作成しなければならないが、連結計算書類の備置き、開示の義務はないことに留意する。</p> <p>(3) 指名委員会等設置会社の場合</p> <p>指名委員会等設置会社の場合には取締役の記載を執行役に変更するなど適宜記載内容を修正する必要がある。なお、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合の報告の宛先は、約款において株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役</p>	<p style="text-align: center;">会計参与契約書及び会計参与約款のひな型の解説</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>1. 本契約書及び約款の前提</p> <p>本契約書及び約款は、会計参与が個人、計算関係書類は<u>個別計算書類、会社機関</u>は取締役会があることを前提として作成している。したがって、以下の点に留意する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(2) 連結計算書類を作成する場合</p> <p>連結計算書類を作成する場合には、「1. 会計参与の職務」の対象計算関係書類の名称及び「4. 共同して作成する計算関係書類の種類」が本契約書の記載と異なり、連結計算書類を加えた記載に変更する必要がある。また、「7. 会社の取締役と共同して計算関係書類を作成するための会計帳簿等の提出期限」及び「8. 計算関係書類の共同作成期限」については、会計参与の職務が円滑に行われるように日程の確保を図る観点から、株主総会の日程を勘案し決める必要がある。例えば、連結計算書類作成の際の<u>個別計算書類</u>等の提出は5月10日頃が考えられ、共同して連結計算書類を作成する場合の作成期限としては6月7日頃が考えられる。なお、共同して連結計算書類を作成した場合、会計参与は会計参与報告を作成しなければならないが、連結計算書類の備置き、開示の義務はないことに留意する。</p> <p>(3) <u>会社の機関</u>が指名委員会等設置会社の場合</p> <p>指名委員会等設置会社の場合には取締役の記載を執行役に変更するなど適宜記載内容を修正する必要がある。なお、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合の報告の宛先は、約款において株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役</p>

新					旧										
会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会) としているが、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会に記載内容を修正する必要があることに留意する。 (省 略)					会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会) としているが、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会に記載内容を修正する必要があることに留意する。 (省 略)										
3. その他様式					3. その他様式										
(省 略)					(省 略)										
4. 会計参与の計算関係書類作成に関するフローチャート					4. 会計参与の計算関係書類作成に関するフローチャート										
(省 略)					(省 略)										
5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表					5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表										
(省 略)					(省 略)										
(2) 計算書類に関する表示					(2) 計算書類に関する表示										
(注)「収益認識に関する会計基準」を適用していない会社を前提としており、当該会計基準を適用している場合には会社計算規則上別途規定があることに留意する。															
番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘 要	番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘 要
				Yes	No	該当なし						Yes	No	該当なし	
(省 略)															
注 記 表															
22-1	(区 分)	注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 会計方針の変更に関する注記 4 表示方法の変更に関する注記 5 会計上の見積りに関する注記 6 会計上の見積りの変更に関する注記 7 誤謬の訂正に関する注記 8 貸借対照表に関する注記 9 損益計算書に関する注記 10 株主資本等変動計算書に関する注記 11 税効果会計に関する注記 12 リースにより使用する固定資産に関する注記 13 金融商品に関する注記 14 賃貸等不動産に関する注記 15 関連当事者との取引に関する注記 16 1株当たり情報に関する注記 17 重要な後発事象に関する注記 18 その他の注記	規 98					22-1	(区 分)	注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 会計方針の変更に関する注記 4 表示方法の変更に関する注記 5 会計上の見積りの変更に関する注記 6 誤謬の訂正に関する注記 7 貸借対照表に関する注記 8 損益計算書に関する注記 9 株主資本等変動計算書に関する注記 10 税効果会計に関する注記 11 リースにより使用する固定資産に関する注記 12 金融商品に関する注記 13 賃貸等不動産に関する注記 14 関連当事者との取引に関する注記 15 1株当たり情報に関する注記 16 重要な後発事象に関する注記 17 その他の注記	規 98				

新					旧										
		ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は1、5、6、8、9、11から17までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1、5、6に掲げる項目を表示しないことができる。 7は、企業会計基準第24号「 <u>会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u> 」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。								ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は1、5、7、8、10から16までに掲げる項目を表示しないことができる。また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1、5に掲げる項目を表示しないことができる。 6は、企業会計基準第24号「 <u>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</u> 」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。 なお、上記のほか、「 <u>収益認識に関する会計基準</u> 」を適用する場合には、「 <u>収益認識に関する注記</u> 」が必要となる。					
(省 略)					(省 略)										
最低限必要な注記事項					最低限必要な注記事項										
(省 略)					(省 略)										
<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人設置会社以外の公開会社は、22-13から22-21までに掲げる項目については表示する必要がある。なお、22-10から22-12に掲げる項目を表示しないことができる。 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は、22-10から22-21までに掲げる項目を表示しないことができる。 					<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人設置会社以外の公開会社は22-12から22-20までに掲げる項目については表示する必要がある。なお、22-10及び22-11に掲げる項目を表示しないことができる。 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は、22-10から22-20までに掲げる項目を表示しないことができる。 										
(省 略)					(省 略)										
22-11	(会計上の見積りに関する注記)	<p>会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの</p> <p>2 当該事業年度に係る計算書類の上記1に掲げる項目に計上した額</p> <p>3 上記2に掲げるもののほか、上記1に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p>	規 102 の 3 の 2												
22-12	(会計上の見積りの変更に関する注記)	<p>会計上の見積りの変更に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>1 会計上の見積りの変更の内容</p> <p>2 会計上の見積りの変更が計算書類の項目に対する影響額</p> <p>3 会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p>	規 102 の 4												
22-13	(貸借対照表に関する注記)	<p>次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項</p> <p>① 資産が担保に供されていること</p> <p>② ①の資産の内容及びその金額</p> <p>③ 担保に係る債務の金額</p> <p>2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）</p> <p>3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）</p>	規 103												
					22-11	(会計上の見積りの変更に関する注記)	(同 左)				規 102 の 4				
					22-12	(貸借対照表に関する注記)	(同 左)				規 103				

新				旧			
22-14	(損益計算書に関する注記)	<p>4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨</p> <p>5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額</p> <p>6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p>	規 104	22-13	(損益計算書に関する注記)	(同 左)	規 104
22-15	(税効果会計に関する注記)	<p>税効果会計に関する注記として、次に掲げるもの（重要なものを除く。）の発生の主な原因を注記しているか。</p> <p>1 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>2 繰延税金負債</p>	規 107	22-14	(税効果会計に関する注記)	(同 左)	規 107
22-16	(リースにより使用する固定資産に関する注記)	<p>リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する事項を注記しているか。</p> <p>この場合、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることができる。</p> <p>1 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p> <p>3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p> <p>4 そのほか、リース物件に係る重要な事項</p>	規 108	22-15	(リースにより使用する固定資産に関する注記)	(同 左)	規 108
22-17	(金融商品に関する注記)	<p>金融商品に関する注記として、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか</p> <p>1 金融商品の状況に関する事項</p> <p>2 金融商品の時価等に関する事項</p>	規 109	22-16	(金融商品に関する注記)	(同 左)	規 109
22-18	(賃貸等不動産に関する注記)	<p>賃貸等不動産に関する注記として、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を注記しているか。</p> <p>1 賃貸等不動産の状況に関する事項</p> <p>2 賃貸等不動産の時価に関する事項</p>	規 110	22-17	(賃貸等不動産に関する注記)	(同 左)	規 110
22-19	(関連当事)	1 株式会社と関連当事者との間に重要な取引（当該株式会社	規 112	22-18	(関連当事)	(同 左)	規 112

新					旧					
者との取引に関する注記)	と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。)がある場合、次に掲げる事項を注記しているか。 ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、(4)から(6)まで及び(8)に掲げる事項を省略することができる。 (1) 当該関連当事者が会社等であるとき ① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合 ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合 (2) 当該関連当事者が個人であるとき ① その氏名 ② 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合 (3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高 (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、1に規定する注記を要しない。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 取締役、会計参与及び監査役(以下「役員」という。)に対する報酬等の給付 (3) 取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引 3 関連当事者との取引に関する注記は、1に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しているか。 4 「関連当事者」は、次に掲げるいずれかの者に該当するか。 (1) 当該株式会社の親会社 (2) 当該株式会社の子会社 (3) 当該株式会社の親会社の子会社(当該親会社が会社でない場合にあつては、当該親会社の子会社に相当するものを含む。) (4) 当該株式会社のその他の関係会社(当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社)並びに当該その他の関係会社の親会社(当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの)及び子会社(当該その他の関係会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの) (5) 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社(当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの) (6) 当該株式会社の主要株主(自己又は他人の名義をもって当					者との取引に関する注記)				

新				旧			
22-20	(1株当たり情報に関する注記)	<p>該株式会社の総株主の議決権の総数の100分の10以上の議決権(①から③に掲げる株式に係る議決権を除く。)を保有している株主)及びその近親者(2親等内の親族)。</p> <p>① 信託業を営む者が信託財産として所有する株式 ② 有価証券関連業(金融商品取引法第28条第8項)を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式 ③ 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p> <p>(7) 当該株式会社の役員及びその近親者 (8) 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者 (9) (6)から(8)に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの) (10) 従業員のための企業年金(当該株式会社と重要な取引(掛金の拠出を除く。)を行う場合に限る。)</p> <p>1株当たり情報に関する注記として、次に掲げる額を注記しているか。 1 1株当たりの純資産額 2 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額 3 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を算定したときは、その旨</p>	規 113				
22-21	(重要な後発事象に関する注記)	<p>重要な後発事象に関する注記として、当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。</p>	規 114				
22-19	(1株当たり情報に関する注記)	(同 左)					規 113
22-20	(重要な後発事象に関する注記)	(同 左)					規 114
以 上				以 上			